

保護者が求職活動を行うことを理由として入園（所）を希望する場合、「ハローワークカード」等の求職活動がわかる書類、もしくはこの「求職活動状況報告書」の提出をお願いします。

なお、求職活動により入園（所）する場合の認定期間は、入園（所）日から90日間以内（おおむね3か月間）となりますので、就職が決定した際は「就労証明書」の提出をお願いします。

求職活動状況申告書

鹿追町長 様

私の求職活動状況を次のとおり申告いたします。また、勤務先が決まり次第、所定の「就労証明書」を提出いたします。

なお、認定期間（90日）内に「就労証明書」等を提出できない場合は、認定期間満了により保育を継続できなくなる場合があることについても了承いたします。

住 所 _____

氏 名 _____ (児童との続柄： _____)

児童氏名 _____

1 現在の求職活動等の状況1つを○で囲んでください。

(1) 求職活動を行っている。【2（裏面）へ】

(2) 起業の準備をしている。【2（裏面）へ】

(3) その他 (_____)

※必ず裏面も記入してください※

2 直近の求職活動等の内容を記入してください（複数回答可）

求 職 活 動 等 の 内 容		回 数
① 自宅でインターネットや求人誌を活用し、求人に応募した*		
② ハローワークで職業相談を受けた		
③ 求人先で面接や筆記試験を受験した		
④ 就職説明会やセミナー等へ参加した		
⑤ 起業のための準備（個人事業主・フリーランス等）を行っている		
⑥ その他（ ）		
※応募後、面接を受けた場合は①ではなく③「求人先での面接」に計上		
求 職 活 動 等 内 容 の 詳 細		
月／日	照会または面接を受けた会社名	求職活動の内容など
4 / 5	(株)○△会社	採用に応募して面接を受けた。【記入例】
4 / 10	(株)○×工業	説明会に参加した。【記入例】
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
就職または起業が決まった際には、以下の書類を必ず提出してください。 ○就職が決まったとき⇒「就労証明書」 ○起業した場合⇒「開業届」または取引など経営実態がわかる書類		